

玉掛業務従事者安全衛生教育 開催ご案内

クレーンに起因する労働災害は例年多数発生しており、これらの発生原因をみると、つり荷の落下によるものが全体の約3割を占めるなど、クレーンの荷の取扱い等玉掛作業に関連するものが少なくない状況にあります。

また、最近のクレーンの高度化、大型化に伴い、新たな玉掛用具等の導入が進んでいることなど荷役作業の多様化に対応し、玉掛業務について新たな知識、技能を付与することが必要となっています。

このため、厚生労働省より労働安全衛生法第60条の2の規定に基づく指針が公示され、玉掛技能講習修了後、概ね5年以上経過した者に対しては、玉掛業務従事者安全衛生教育を行うよう示されたところです。

当支部におきましては、この指針に基づく教育を別掲のとおり開催いたしますので該当者をもれなく受講させ、労働災害の防止について一層の充実を期して頂きたくご案内申し上げます。

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部

1. 受講対象者

玉掛技能講習修了者

2. 開催日時

平成31年3月14日（木）9：00～15：00

3. 講習会場

公益社団法人 日高地域人材開発センター

浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1 Tel (0146) 22-2394

4. 講習科目及び時間割り

科 目	時 間
① 最近の玉掛用具等の特徴	1 時間
② 玉掛用具等の取扱いと保守	2 時間 30 分
③ 災害事例及び関係法令	1 時間 30 分
合 計	5 時間

5. 受講料及びテキスト代

受講料：6,480円 (内消費税 480円)	テキスト：2,749円 (内消費税 204円)	合計：9,229 円
---------------------------	----------------------------	------------

6. 受講申込に必要なもの

受講希望者は、下記のものが必要になります。

- ① 受講申込書
- ② 証明写真2枚(3.0cm×2.5cm)上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影した正式なもの。
(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可)
- ③ 修了証郵送料(242円分の切手)
- ④ 受講料及びテキスト代
- ⑤ 玉掛技能講習修了証のコピー
※安全衛生教育(再教育)の修了証は不可

7. 技能講習修了証の発行

- ① 建設業労働災害防止協会北海道支部発行の修了証を持っている方は、修了証を新しく交付いたします。
なお、当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付いたします。
「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」にて郵送致しますので、送料 242 円分の切手を受講申込時に必ず添付してください。
統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。
- ② 他の登録教習機関発行の修了証を持っている方は、玉掛業務従事者安全衛生教育修了証を交付いたします。

8. 申 込 先

〒057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1（日高建設協会内）Tel（0146）22-3080
建設業労働災害防止協会北海道支部 浦河分会

9. そ の 他

- （1）定員は100名となっておりますので、定員に達し次第締切日以前であっても申込み受けを打ち切りますので、ご了承下さい。
- （2）講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- （3）原則として遅刻は認められませんので、ご注意願います。
- （4）昼食は用意しませんので、弁当を持参されるか、外食されるか、各人の自由とします。
- （5）受講申込書に添付する証明写真の裏面には必ず氏名を記入して下さい。
- （6）原則として受講申込みをした後、受講料及びテキスト代はお返しいたしませんのでご了承ください。
- （7）玉掛技能講習修了証のコピーを添付してください。
- （8）受講申込者が少数の時は、講習を中止する場合がございますのでご了承下さい。
- （9）お申込み開始は、平成31年1月15日（火）9：00からとなります。お申込みの前に空き状況を必ず電話にてご確認ください。

※は記入しないで下さい。

※受講資格確認	※受講者確認

※受付 第

号

玉掛業務従事者安全衛生教育

受講申請書

ふりがな			性別		昭和			
氏名			男女	生年月日	平成	年	月	日 (満才)
現住所	〒		—		電話 ()	—		
所	住所	〒		—		電話 ()	—	
	事業所名							
属	連絡責任者	所属部課名						
				電話 ()	—			

2019年 月 日

建設業労働災害防止協会北海道支部 殿

受講者氏名 _____ 印

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
2. 申込書1枚につき修了証郵送料分の切手を添付すること。
3. 写真〔3.0cm×2.5cm〕(個人撮影デジタルカメラ不可) 2枚を添付して下さい。
4. 修了証の氏名に変更のある方は、個人戸籍事項証明書又は抄本を添付して下さい。
(建設業労働災害防止協会北海道支部発行の修了証をお持ちの方に限りです。)

この受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業においては使用することはいたしません。

運転技能講習修了証の写(表裏ともコピーのこと)を貼付する

(の り づ け)

おもて面

(の り づ け)

うら面

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する玉掛業務従事者安全衛生教育は、北海道労働局(厚生労働省)が支給する標記助成金制度の対象となっています。

制度の概要は下記に示す内容となっておりますので、要件を満たす方で希望される方は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の12.0/1000である中小建設事業主であること
3. 不正及び労働関係法令違反や労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が被保険者であること
5. 受講者から費用を徴収していないこと
6. 受講期間中、受講者に賃金が支払われること

《助成金の種類と金額》

1. 【経費助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
支給対象経費の3/4〔9/10〕
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
35歳未満 支給対象経費の7/10〔17/20〕
35歳以上 支給対象経費の9/20〔3/5〕
2. 【賃金助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
一人あたり日額 7,600円〔9,600円〕
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
一人あたり日額 6,650円〔8,400円〕

※〔 〕内は生産性要件を満たした場合の助成金額(100円未満切り捨て)

《手続きに関する留意点》

1. 支給申請
講習終了の翌日から起算して**2ヵ月以内**に、必要書類一式を管轄都道府県労働局に提出してください。(郵送の場合は提出期間内必着)
2. この制度を利用する場合に必要な書類は各分会に備えてありますので、事務局にお尋ねください。

※提出書類関係、提出期限及び手続きに関しては、労働局・職業対策課(雇用対策係)にお問い合わせ下さい。

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階
北海道労働局 職業対策課 雇用対策係
TEL 011-738-1043
FAX 011-738-1062